

処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算の見える化

事業所の取り組み

取得している加算

福祉・介護職員等処遇改善加算

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ加算

	福祉・介護職員等 処遇改善加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	福祉・介護職員等 ベースアップ加算
手作り工房まこと	加算（Ⅰ） 加算率 5.7%	加算（Ⅰ） 加算率 1.7%	加算率 1.3%
まかろん	加算（Ⅰ） 加算率 5.4%	加算（Ⅰ） 加算率 1.7%	加算率 1.3%
クッキーハウス	加算（Ⅰ） 加算率 5.4%	加算（Ⅰ） 加算率 1.7%	加算率 1.3%
まことの杜	加算（Ⅰ） 加算率 8.6%	加算（Ⅱ） 加算率 1.6%	加算率 2.6%

※ 取得した加算の全てを対象となる職員に配分します。

「福祉・介護職員等処遇改善加算」

1. 賃金改善を行う給与の種類

- ・ 基本給（一部）
- ・ 手当（所属手当、施設外手当、資格手当、勤続手当）
- ・ 賞与（一部）
- ・ 年度末賞与

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」

1. 賃金改善を行う給与の種類

- ・ 基本給（一部）
- ・ 手当（所属手当、管理者手当）
- ・ 賞与（一部）

配分の方法は、下記の①～③について、①：②=①>② となります。

グループ ① 当法人内の障害福祉サービス事業所において勤続 10 年以上の介護福祉士等を有する経験・技能のある障害福祉職員

(事業所開設より 10 年未経過のため、10 年未満のサービス管理責任者については人事評価により 10 年以上相当と同様の扱いとする。)

グループ ② 他の障害福祉職員

グループ ③ ①②以外の職員（事務員等）

※ ③については支給対象としていません。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の取得要件

- ・ 現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していること
- ・ 職場環境要件について、「質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃金以外の取り組みの見える化を行っていること（別紙 1 のとおり）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

（がんばる手当）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ加算」という。）に基づき、ベースアップ加算の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額（別表による。）を月の賃金に「がんばる手当」として支給する。

- 2 ベースアップ加算の一部を一時金手当として支給する場合がある。
- 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。